

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 等 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の3第2項
処 分 の 概 要	猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第1項（猟銃等射撃指導員）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第42条（猟銃等射撃指導員の基準）</p>
処 分 基 準	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、内閣府令に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1)「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2)「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3)「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有する。</p> <p>という趣旨である。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p>
問 い 合 わ せ 先	住所地を管轄する警察署生活安全課保安係
備 考	